

栽培きのこの新規生産及び生産再開を 考えている皆様へ

平成29年2月

安全なきのこを生産し、出荷・販売するために下記を確認してください。

● 出荷制限の指示が出されている市町村・品目

・原木しいたけ（露地）

福島市、相馬市、二本松市、田村市（一部）、南相馬市、伊達市、本宮市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村（一部）、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

・原木しいたけ（施設）

伊達市（一部）、川俣町

・原木なめこ（露地）

いわき市、相馬市

※ 加工用の原材料として使用することもできません。

● 福島県安心きのこ栽培マニュアルに基づくきのこ生産資材、きのこの検査をお願いします。

1 きのこ生産資材の安全性の確認

（きのこ生産資材の放射性物質濃度を測定し、指標値以下であることを確認してください。）

2 きのこの安全性の確認

（きのこの放射性物質濃度を測定し、基準値以下であることを確認してください。）

※ 検査は、県会津農林事務所にご相談ください。

※ きのこ生産資材の検査費用は無料です。

※ 検査のため提供いただくきのこについては検体料をお支払いします。

- 生産を始めるときには、市町村の農林担当課または下記農林事務所にご相談ください。

【きのこ生産に関する問い合わせ先】

福島県会津農林事務所 森林林業部 林業課
TEL. 0241-24-5734
FAX. 0241-24-5748